

# 京都府立医科大学大学院学則

〔平成20年4月1日〕  
〔京都府立医科大学規則第2号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 教員（第5条）
- 第3章 教授会（第6条・第7条）
- 第4章 大学院（第8条－第40条）
  - 第1節 通則（第8条－第11条）
  - 第2節 入学（第12条－第17条）
  - 第3節 教育方法等（第18条－第25条）
  - 第4節 休学等の取扱い（第26条－第31条）
  - 第5節 課程の修了及び学位の授与（第32条・第33条）
  - 第6節 入学考査料、入学料及び授業料（第34条）
  - 第7節 賞罰（第35条）
  - 第8節 特別聴講学生等（第36条－第39条）
- 第5章 雑則（第40条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 京都府立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

### （自己点検及び評価）

第2条 本大学院の自己点検及び評価については、京都府立医科大学学則（平成20年京都府立医科大学規則第1号。以下「大学学則」という。）第2条第1項に定めるところによる。

### （組織）

第3条 本大学院に医学研究科及び保健看護学研究科を置く。

2 医学研究科に次の課程及び専攻を置く。

博士課程

統合医科学専攻

修士課程

医科学専攻

3 保健看護学研究科に博士課程を置き、保健看護学専攻を置く。

4 前項の博士課程は、博士後期課程及び博士前期課程に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

5 第2項及び第3項の専攻に必要な応じコースを置くことができる。

### （課程及び専攻の目的）

第4条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な卓越した能力を養うものとする。
- 3 統合医科学専攻は、高度先進医療を推進する研究医及び先端医学研究を展開しうる医学研究者を養成するものとする。
- 4 医科学専攻は、学際的展開を図りうる医学研究者及び地域の保健医療に貢献する高度な専門職業人を養成するものとする。
- 5 保健看護学専攻は、保健医療等の分野において、学際的展開を図りうる保健学及び看護学の研究者並びに広域的な指導力を発揮できる高度な専門職業人を養成するものとする。

## 第2章 教員

### (教員組織)

第5条 本大学院の授業及び研究指導（学位論文の作成等に対する指導をいう。以下同じ）は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条第2号に定める資格を有する本大学院の教員が担当する。

## 第3章 教授会

### (教授会)

第6条 医学研究科及び保健看護学研究科に、それぞれの教育研究に関する重要事項を審議するため教授会（以下「研究科教授会」という。）を置く。

- 2 研究科教授会は、学長、研究科長、研究科の科目を担当する教授及び附属病院長その他規程で定める者をもって構成する。
- 3 学長は、前項に規定する科目を担当する教授を欠くときは、当該科目を担当する准教授又は講師を加えることができる。
- 4 前項の准教授又は講師は、次条第1項各号に掲げる事項に関する表決に加わることができない。

### (審議事項)

第7条 研究科教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして京都府立医科大学規程（以下単に「規程」という。）で定める事項
- 2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## 第4章 大学院

### 第1節 通則

#### (修業年限)

第8条 修業年限は、医学研究科博士課程にあつては4年、同研究科修士課程にあつては2年を標準とし、保健看護学研究科博士後期課程にあつては3年、同研究科博士前期課程にあつては2年を標準とする。

- 2 学長は、大学院の学生で職業を有すること等により前項に規定する修業年限を超えて一定の

期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する者を長期履修学生として認めることができる。

(在学期間)

第9条 在学期間は、医学研究科博士課程にあつては8年、同研究科修士課程にあつては4年を超えることができない。また、保健看護学研究科博士後期課程にあつては6年、同研究科博士前期課程にあつては4年を超えることができない。

(学生定員等)

第10条 学生定員及び入学定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	学生定員	入学定員
医学研究科	博士課程	統合医科学専攻	280人	70人
	修士課程	医科学専攻	20人	10人
	計		300人	80人
保健看護学研究科	博士後期課程	保健看護学専攻	9人	3人
	博士前期課程	保健看護学専攻	16人	8人
	計		25人	11人

(学年、学期及び休業日)

第11条 学年、学期及び休業日については、大学学則第12条から第14条までの規定を準用する。

## 第2節 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、学長が必要と認めるときは、研究科教授会の意見を聴いて、学期の始期に入学させることができる。

(入学資格)

第13条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科若しくは歯学部を卒業した者又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 外国において学校教育における18年の課程(最終課程は医学又は歯学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教

育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学又は歯学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

2 保健看護学研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 保健看護学研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、入学前年度の 3 月 31 日現在において 24 歳以上の者

3 医学研究科修士課程及び保健看護学研究科博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(10) 大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

(11) 本大学医学部医学科に 4 年以上在籍し、124 単位以上修得した者

(12) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

(入学の出願)

第14条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に第34条に規定する入学考査料及び規程で定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第15条 学長は、本大学院に入学を志願する者について、規程で定める手続により研究科教授会の意見を聴いて選考を行う。

2 学長は、研究科教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条第2項に規定する合格者は、指定の期日までに、誓書その他規定で定める書類を学長に提出し、かつ、第34条に規定する入学料を納付することにより入学手続を行う。ただし、入学料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者の入学料の納付については、入学料の減免又は徴収猶予に係る所定の申請書の提出によることができる。

2 学長は、前項に規定する入学手続を終えた者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第17条 第30条の規定により退学した者若しくは第31条第2号から第4号までの規定により除籍された者のうちその事由が消滅したもので再入学を願出たもの、他の大学院を退学した者又は他の大学院に在学する者で本大学院に転入学を志願するものがあるときは、学長は、欠員がある場合に限り、規程で定める手続により研究科教授会の意見を聴いて選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、規程で定める。

3 第14条及び第16条の規定は、第1項の規定により入学する者に準用する。

第3節 教育方法等

(教育方法)

第18条 本大学院の教育は、授業科目の提供及び研究指導によって行うものとする。

2 前項の教育は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学長は、教育研究上有益と認めるときは、前2項の教育を外国の大学院又は研究所等において履修させることができる。

(授業科目及び履修単位数)

第19条 前条第1項の授業科目及びその単位数は、規程で定める。

2 学生は、前項に規定する授業科目について、規程で定めるところにより必要な単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第20条 学生は、あらかじめ研究指導を受ける教員の指導を受けて、学年始めに、履修しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。

(単位修得の認定)

第21条 授業科目の単位の修得の認定は、試験又は研究報告等により当該授業科目の担当教員が行うものとする。

(成績の評価)

第22条 授業科目の成績の評価については、規程で定める。

(他の大学院の授業科目の履修)

第23条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について履修した単位は、15単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により入学前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合において、学長は、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことができる。

3 前条及び第1項において本大学院において修得したものとみなすことができる単位は、合わせて20単位を限度とする。

(他の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

第4節 休学等の取扱い

(転学)

第26条 他の大学院に転学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受け、本大学院を退学しなければならない。

(転コース)

第27条 学長は、学生が専攻に置かれる他のコースへの転属を願い出たときは、研究科教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(休学及び復学)

第28条 疾病その他の事由により引き続き3箇月以上修学することができない者は、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、学長は、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 休学期間は、医学研究科博士課程にあつては通算して4年、保健看護学研究科博士後期課程にあつては通算して3年、医学研究科修士課程及び保健看護学研究科博士前期課程にあつては通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 第1項の規定により休学した者は、休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第29条 学生は、学長の許可を得て外国の大学院又は研究所等で学修すること(以下「留学」と

いう。)ができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に含める。

3 第23条各項及び第25条の規定は、第1項の規定による留学の場合に準用する。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、研究科教授会の意見を聴いて、これを除籍する。

(1) 第9条に規定する在学期間を超えた者

(2) 第28条第2項及び第3項に規定する休学期間を超え、なお復学の見込みのない者

(3) 正当な事由なく、京都府公立大学法人授業料等に関する規程（京都府公立大学法人規程第24号）で定める期日から3箇月以上授業料その他学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 入学料の減免又は徴収猶予を申請し、その適否の決定により入学料納付期日の通知を受けた者で、その通知を受けた期日までに入学料の納付の義務を怠る者

第5節 課程の修了及び学位の授与

(課程修了の要件)

第32条 課程の修了の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医学研究科博士課程 当該課程に4年（優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた者を除く。）については、3年）以上在学し、第19条第1項に定める授業科目について同条第2項に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること

(2) 保健看護学研究科博士後期課程 当該課程に3年（優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた者を除く。）については、2年）以上在学し、第19条第1項に定める授業科目について同条第3項に定める履修方法により16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること

(3) 医学研究科修士課程及び保健看護学研究科博士前期課程 当該課程に2年（優れた研究業績を上げた者（長期履修を認められた者を除く。）については、1年）以上在学し、第19条第1項に定める授業科目について同条第2項に定める履修方法により30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること

2 学長は、前項各号の課程の修了の要件を満たした者に対し、研究科教授会の意見を聴いて、課程の修了の認定を行う。

(学位の授与)

第33条 前条第2項の規定により課程の修了の認定を行った者には、規程の定めるところにより次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める学位を授与する。

(1) 医学研究科博士課程 博士（医学）

(2) 医学研究科修士課程 修士（医科学）

(3) 保健看護学研究科博士後期課程 博士（保健看護学）

(4) 保健看護学研究科博士前期課程 修士（保健看護学）

2 前項に定めるもののほか、本大学院の学生以外の者が、論文を提出して博士の学位を請求したときの学位の取扱いについては、規程の定めるところによる。

## 第6節 入学考査料、入学料及び授業料

(入学考査料、入学料及び授業料)

第34条 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程の定めるところによる。

## 第7節 賞罰

(表彰及び懲戒)

第35条 表彰及び懲戒については、大学学則第41条及び第42条各項の規定を準用する。この場合において、「学科教授会」とあるのは「研究科教授会」と読み替えるものとする。

## 第8節 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

第36条 学長は、他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第37条 学長は、他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第38条 学長は、外国人留学生として入学を志願する者があるときは、規程で定める手続により研究科教授会の意見を聴いて、選考の上、入学を許可することができる。

2 学長は、外国人留学生の入学の時期について特別の事情があると認めるときは、第12条の規定にかかわらず、学年の途中とすることができる。

(研究生)

第39条 学長は、本大学院において、医学又は保健看護学に関する特定の事項について研究することを志願する者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

## 第5章 雑則

第40条 この学則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、京都府立医科大学大学院学則(昭和39年7月3日)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の京都府立医科大学大学院学則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府立医科大学大学院学則の相当する規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、規程で定める。